

第3号様式

令和8年度第1回船橋市図書館指定管理者評価委員会会議録

(令和8年6月30日作成)

- 1 開催日時 令和8年5月19日(火) 午前9時50分～午前11時10分
- 2 開催場所 船橋市西図書館 3階 多目的室
- 3 出席者 (1) 委員 叶多委員長 齋藤委員、鎌田委員、青島委員、岡崎委員、有吉委員、村岸委員
(2) 事務局 鈴木生涯学習部長、柴山西図書館長、唯野西図書館館長補佐、岡本西図書館企画事業係長、石橋西図書館総務係長、山田西図書館利用サービス係長、早瀬西図書館副主査、柴田西図書館主事
(3) その他 指定管理者：TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体 澤田株式会社図書館流通センター南関東支社千葉営業部、矢野中央図書館長、池田東図書館長、草間北図書館長
- 4 欠席者 なし
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
議題
(1) 委員長の選出(公開)
(2) 船橋市図書館の概要(公開)
(3) 評価の概要(一部非公開)
(4) 指定管理者の評価方法及び評価基準、評価の進め方について(一部非公開)
※※議題(3)及び(4)の審議内容に、船橋市情報公開条例第7条に該当する不開示情報が含まれると判断した場合、同条例第26条第2号に該当することから非公開とする予定だったが、該当がなかったため公開とする。
- 6 傍聴者数 なし
- 7 決定事項
(1) 委員長の選出
委員の互選により、叶多委員が委員長に選任された。
また、叶多委員長より鎌田委員が職務代理者として指定された。
(2) 船橋市図書館の概要
船橋市図書館の概要について、事務局及び指定管理者から説明があった。
(3) 評価の概要

事務局から評価の概要について説明があった。

- (4) 指定管理者の評価方法及び評価基準、評価の進め方について
評価委員会における指定管理者評価の実施方法について、審議を経て決定された。

8 議事

○事務局（西図書館館長補佐）

皆さんおそろいですので始めさせていただきます。

ただいまより令和8年度第1回船橋市図書館指定管理者評価委員会を開催いたします。

本日は、新たな委員構成で行う最初の会議となりますので、議事に入る前に委員長を互選いただきます。委員長を定めていただくまでの間は、引き続き事務局で進行させていただきます。

本日の会議は、委員定数7名に対し、7名全員に出席いただいております。船橋市図書館指定管理者評価委員会設置要綱第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、会議の公開について報告いたします。

船橋市図書館指定管理者評価委員会の会議は、原則公開となっております。傍聴に関しては、船橋市ホームページで周知しております。会議の記録と委員名簿につきましても、ホームページで公開することになっております。会議でのご発言は、委員名とともに会議録にまとめさせていただきます。このため、会議を録音させていただきますことをご了承ください。

続きまして、傍聴人について報告いたします。受付をいたしましたが、傍聴希望はありませんでした。

続きまして、本日の議題及び公開・非公開の別について説明いたします。

本日の議題は、(1) 委員長の選出、(2) 船橋市図書館の概要、(3) 評価の概要、(4) 指定管理者の評価方法及び評価基準、評価の進め方についてでございます。

会議は原則として公開しますが、審議内容に船橋市情報公開条例第7条に該当する不開示情報が含まれると判断した場合、同条例第26条第2号に該当することから、非公開といたします。不開示情報とは、具体的には、指定管理者のノウハウに該当する事項及び特定の利用者等のプライバシーに該当する事項の2点に関わる内容が該当いたします。

資料3「会議の公開・非公開について」をご覧ください。四角く囲ってある部分に記載のものについては、指定管理者から不開示情報に該当する旨の連絡を受けております。これらを含む内容について発言されたい場合は、挙手の上、不開示情報を含む内容について発言されたい旨と発言の概要を委員長までお伝えください。当該部分は非公開の審議とするため、まずは審議を全て終え、その後、委員長よりお申し出のあった委員にご

発言をお願いしていただきます。

なお、本日の会議には指定管理者も出席しております。指定管理者におかれましては、委員からの発言の概要をお聞きになった上で、当該内容であれば非公開にする必要はないと判断された場合には、公開のままで審議を続けて支障のない旨をご発言いただければと思います。

続きまして、委員の皆様より簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。お配りしております委員名簿の順に、叶多委員よりお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○叶多委員

皆様、おはようございます。千葉経済学園の千葉経済大学短期大学部の司書課程の教員をしております叶多と申します。

今年で教員を始めて4年目になりまして、その前は市川市立図書館の現場で仕事をしていました。市川市立図書館に来る前は、埼玉県立図書館で司書として業務をしていて、通算、司書の業務は30年以上です。その現場の経験を学生たちに伝えるということで、現在、実務家教員として司書課程の学生に対して教育に当たっているところでございます。あとは、船橋市民です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○齋藤委員

おはようございます。私は、千葉県税理士会船橋支部の税理士の齋藤と申します。

図書館については、なかなか足を運ぶことが少なくなって何十年とたってしまっているという感じです。何も分からないところです。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員

おはようございます。船橋市のお隣の白井市の図書館で働いております鎌田と申します。図書館協議会でもお世話になっております。皆様のご意見をいろいろ聞けることを楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

○青島委員

青島哲子です。私は、船橋の地域文庫連絡会から来ております。地域文庫連絡会というのは、皆さんご存じないかもしれませんが、船橋の各地域で子どもたちに本を貸し出したり、本を読んだり、いろんな活動をしている人たちの団体です。私はその中の1人ですが、青空文庫というものを運営してまして、40年目に入りました。学校とか幼稚園とか保健所などで、子供たちやお母さんに向けてお話をしているところです。

○岡崎委員

おはようございます。船橋市の小学校校長会から参りました薬円台南小校長の岡崎亜貴子と申します。20年以上前に、20年間、船橋市民でした。今は習志野市民になってしまっているのですが、船橋にはとても愛着がありますので、この貴重な機会を私も

学びの場にしたいと考えています。

子供たちは本が大好きで、年間100冊以上を読むことを目標にしています。学校司書と色々な企画、面白そうな企画を考えています。すぐろくと組み合わせて読書歴を自分の中でポートフォリオにしたり、地域の方や劇団員の方に来てもらって本を読んでもらったりと、いろいろ工夫して、本を好きな子を増やしていこうと頑張っているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

○有吉委員

有吉健といいます。リタイアして5年になりまして、現役のときはあまり図書館には行かなかったんですけども、リタイアしてから行くようになりまして、今回こういう委員会があるということで応募したところ、選んでいただきました。ベストを尽くして頑張りたいと思いますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

○村岸委員

おはようございます。同じく公募委員の村岸と申します。私も生まれてからずっと船橋市で育ちまして、図書館もずっと利用してきたので、市民の目で図書館の運営のチェックができればなと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（西図書館館長補佐）

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

（事務局出席者紹介）

○事務局（西図書館館長補佐）

次に、指定管理者であるTRC・野村不動産パートナーズ共同企業体からの出席者です。

（指定管理者出席者紹介）

○事務局（西図書館館長補佐）

では、職員の紹介は以上となります。

それでは、議題（１）「委員長の選出」に移らせていただきます。

本委員会設置要綱では、「委員長は委員の互選により定める」と規定されております。委員の皆様、いかがでしょうか。

○青島委員

（挙手）

○事務局（西図書館館長補佐） 青島委員、お願いします。

○青島委員

委員長には、図書館での勤務経験もおありで、現在も大学で図書館学を指導されるなど、図書館業界について、幅広い知識をお持ちの叶多委員がふさわしいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（西図書館館長補佐）

ありがとうございます。叶多委員を委員長にとのご意見がございました。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（西図書館館長補佐）

ありがとうございます。

それでは、異議がありませんので、本委員会の委員長は叶多委員にお願いいたします。叶多委員、よろしいでしょうか。

委員長席にご移動をお願いいたします。

（叶多委員、委員長席へ移動）

○事務局（西図書館館長補佐）

それでは、委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○叶多委員長

改めまして、叶多と申します。よろしくお願いいたします。

この手の会議で委員長をするのは実は初めてですので、いろいろと至らないところもあるかもしれませんが、いろいろな立場の方がいろんな視点で発言することがこの委員会のいいところだと思いますので、ご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○事務局（西図書館館長補佐）

ありがとうございました。

続きまして、職務代理者の指定に移ります。本委員会設置要綱により、委員長が欠けた場合又は委員長に事故があるときのために、委員長があらかじめ職務代理者を指定することになっております。叶多委員長より指定をお願いいたします。

○叶多委員長

はい。先ほど自己紹介でもありましたけれども、白井市立図書館の現場でまだお勤めになっていて、図書館長もお務めになられたことがある、図書館運営に見識のある鎌田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（西図書館館長補佐）

それでは、鎌田委員、よろしくお願いいたします。

○鎌田委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（西図書館館長補佐）

ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行は委員長にお願いいたします。

○叶多委員長

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、議題（２）「船橋市図書館の概要」です。船橋市図書館の概要や各図書館の特徴等を図書館長からご説明いただきます。

まずは、西図書館から説明をお願いいたします。

○西図書館長

西図書館長の柴山でございます。議題（２）「船橋市図書館の概要」についてご説明をさせていただきます。

今回、委員の皆様が多く替わられておりますので、船橋市図書館全体の概要についても少し触れてから、西図書館のご説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、本日お配りさせていただいております黄色の冊子、「令和 7 年図書館要覧」に記載がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

船橋市には、西・中央・東・北の 4 つの図書館がございます。そして、19 か所の公民館図書室、図書コーナーなどをネットワーク化し、どこの図書館、図書室からでも図書館資料の予約や貸出・返却ができるようになっているところでございます。また、移動図書館「まつかぜ号」を運営しておりまして、現在、市内 35 か所のステーションを月に 2 回ずつ巡回しているところでございます。

次に、本市図書館における指定管理者制度の導入についてご説明させていただきます。

本市では平成 29 年度から、中央・東・北図書館に指定管理者制度を導入しております。これにより西図書館は、市職員が実務に携わりながら図書館行政について長期的かつ継続的な方針を検討し、図書館サービスについてノウハウを持つ指定管理者と連携・協力することで、本市図書館として、さらなるサービスの質向上を目指しているところでございます。

指定管理者の指定期間は 5 年間でございます。第 1 期は、平成 29 年度から令和 3 年度まで、第 2 期は、令和 4 年 4 月 1 日からとなり、今年度は第 2 期目の最終年度でございます。

なお、第 1 期、第 2 期ともに T R C ・野村不動産パートナーズ共同企業体を指定管理者に選定しているところでございます。

次に、西図書館の概要についてご説明をさせていただきます。

西図書館は、昭和 21 年に設置した船橋市立図書館の流れをくむ図書館でございます。平成 28 年にこの場所で建て替え、リニューアル開館をいたしました。

郷土資料室では、船橋市及び千葉県に関する資料だけではなく、約 7,500 点の古文書や絵図などの貴重資料も所蔵しております。郷土資料室の隣のギャラリーコーナーでは、それら貴重資料の展示や、市内各部署との連携展示、市民の知的好奇心をくすぐるようなテーマに基づく企画展示を開催しているところでございます。

また、課題解決サービスといたしましては、医療情報コーナーを 3 階に設置するとともに、船橋市立医療センターと連携したサービスを行っております。特に、定期的開催しております医療講演会は、健康について市民に身近に感じてもらう取組みとして好

評を得ているところでございます。

西図書館からの説明は以上でございます。

○叶多委員長

ありがとうございました。

それでは、続いて指定管理者制度を導入している3館の概要について、各図書館長からご説明いただきます。中央図書館長から順次お願いいたします。

○指定管理者（中央図書館長）

中央図書館長の矢野です。中央図書館の概要をご説明いたします。

中央図書館は、船橋市本町の市街地の複合ビルの中に位置しております。特徴といたしましては、貴重な児童書や研究資料を多数所蔵している児童資料室の設置や、参考室内に企業の歴史に関する資料を集めた社史コーナー及び東京湾に関する資料を集めた東京湾資料コーナーがあります。そのほか、美術図書コーナーなどを設置しております。

中央図書館の課題解決型サービスは、創業・起業を志す市民へのビジネス支援です。2階の新聞・雑誌コーナーの一角に、ビジネス支援コーナーを設置しております。

また、中央図書館は、「図書館を使った調べる学習コンクール（大人の部）」の事務局機能を担っております。昨年度ですが、応募6作品のうち、全国コンクールに船橋市図書館から2作品を推薦いたしました。結果、1作品が観光庁長官賞、1作品が奨励賞を受賞いたしました。そのほか、講座といたしましては、シニア向け講座、LINEの使い方講座等を行っております。

中央図書館からの説明は以上となります。

○指定管理者（東図書館長）

東図書館長の池田です。東図書館の概要をご説明いたします。

東図書館は、昭和56年に習志野台公民館との複合施設として開館いたしました。昨年度は施設改修工事のため、6月9日から10か月間休館しておりましたが、この休館期間中も施設の一部を使用し臨時窓口を設け、予約資料の貸出しや利用券の登録、セカンドブックの受け取りなどの一部の図書館サービスの提供は継続して行っていました。

なお、4月1日からは全面開館を再開しております。

東図書館の特徴といたしましては、移動図書館「まつかぜ号」の拠点館となっているほか、団体貸出の担当図書館として、市内の学校や官公署、社会教育団体等への貸出しを行っている点があげられます。

また、指定管理者制度導入後の取組みといたしましては、子育て支援サービスの担当館として、子育てや育児講座などの実施をしておりますが、昨年度には、休館のため実施できませんでした。その代わりに、通常、保育園などで行っている出張おはなし会を、休館中は習志野台児童ホームでも行い、参加者へ図書館の利用案内や絵本の紹介など、図書館利用へつなげる活動を行いました。児童ホームでの出張おはなし会は今年度も継

続して実施してまいります。

東図書館からの説明は以上となります。

○指定管理者（北図書館長）

それでは、続きまして北図書館の説明をさせていただきます。改めまして、北図書館の草間です。

概要をご説明いたします。北図書館は、京成松戸線二和向台駅から徒歩1分という立地にある二和公民館、二和出張所との複合施設です。

特徴といたしましては、約40万冊収容可能な共同書庫があり、市内図書館及び公民館図書室で所蔵している資料の最終的な保管場所としての役割を担っている点です。また、視聴覚コーナーを設置しており、市内でDVDやVHSなどの映像資料を所蔵しているのは北図書館だけとなっております。ほかにも、千葉県内の他自治体の資料を借り受ける相互協力業務の拠点館となっていることも特徴として挙げられます。

指定管理者制度導入後は、緑の情報サービス担当館として、農業、園芸などの緑の情報の展示を行っております。令和7年度も、毎年開催している緑のカーテン事業をはじめ、地域包括支援センターとの共催講座、介護予防教室など、地域との連携を図りながら実施しております。

各図書館の概要については以上でございます。

○叶多委員長

ありがとうございました。

以降の議題に移る前に、指定管理者職員はご退室いただく流れになっているのですが、その前に各委員から、何かご質問がおありでしたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にないですか。

そうしましたら、指定管理者にはご退室いただきます。ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

（指定管理者 退室）

○叶多委員長

続きましては、議題（3）「評価の概要」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

○西図書館長

西図書館、柴山でございます。議題（3）「評価の概要」についてご説明をさせていただきます。資料4「評価の概要」をお手元をお願いいたします。

まず、「1. 指定管理者の指定期間及び評価委員会」についてでございます。表のうち、右下、網掛けをしている箇所が、評価の対象年度及び皆様の任期となります。評価は、基本的に前年度の運営実績に対して行います。令和8年度である今年度は、令和7年度の実績に対して評価をすることとなります。

次に、下の「2. 令和8年度評価委員会スケジュール」をご覧ください。今年度は、

会議を3回開催する予定でございます。次回、第2回の会議では、意見集約と方向性の整理を行いまして、第3回の会議で評価を決定する予定でございます。

次に、裏面の「3. 評価対象施設」をご覧ください。こちらは、TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体が運営します船橋市中央・東・北図書館の3図書館と、表の下にございます米印の部分にあたる、各館が担当する公民館図書室等の図書館資料の収集・管理に関する業務についても評価の対象となります。

次に、「4. 評価記号と評価基準」の前に、評価の項目についてご説明をさせていただきます。お手元の水色のフラットファイルの赤インデックスの7をご覧ください。7の資料は、最初に折り込みのA3の資料がございますが、そのA3の資料の後ろに、1枚A4の縦の資料がございます。「船橋市図書館 指定管理者評価項目」でございます。こちらをご覧ください。この45項目が、皆様が評価する項目となります。そして、その項目について具体的な説明が、その前の折り込みのA3の資料となります。

A3の1枚目の資料をご覧くださいと、各評価項目に対して、評価の視点と、右側には、考え方のポイント、それぞれの根拠となる資料の該当箇所を記載してございます。該当箇所の資料は、同じフラットファイルに綴じ込んでございます。

次に、実際にどのような基準で評価をするかということでございますけれども、会議資料の4にいま一度戻っていただきまして、「4. 評価記号と評価基準」の欄をご覧ください。こちらにありますとおり、SからCの評価を記号としてつけていただきます。

評価基準の項目についてですが、要求水準、提案水準という表記がございます。要求水準とは、市が基本協定書、年次協定書、仕様書等で求める基準でございまして、提案水準は、指定管理者から提出された5か年の事業計画書等で提案された水準でございます。これらは、先ほどの資料、インデックス赤の7のA3の部分でご説明した根拠となる資料という部分に該当するところでございます。

要求水準に当たります募集要項、業務仕様書等は、水色のフラットファイルの赤インデックスの1から6に当たりまして、提案水準の根拠となる5か年の事業計画書は、同じファイルの青のインデックス1、が該当となります。この2つの水準を基に、昨年度の事業報告を確認し、それぞれの水準を上回っているかをアルファベットSからCで評価していただくことになります。

評価記号の中に、「段階外」というものがございますが、正当な理由を基に昨年度の実績がなかった場合に限り、評価を見送ることにし、段階外という評価をつけることがございます。

なお、資料4の「5. 評価の考え方と記し方」につきましては、記載のとおりでございますので、説明については省略させていただきます。

次に、評価方法の進め方についてご説明をさせていただきます。評価委員会の皆様に評価実務を行っていただく前に、指定管理者による自己評価及び所管課である西図書館による所管課評価を実施いたします。それぞれの評価が終了しました後、委員の皆様宛

てに、実務に関わる資料を送付させていただくことになります。

実務用の評価票の様式の見本が、フラットファイルのインデックス8になりますので参考にしてください。参考資料ですので資料は1枚だけですが、実際には45項目分、用意させていただくことになります。

先ほど、評価項目として45項目をお伝えいたしましたが、実際の評価はこの45の項目を重点評価項目と任意評価項目の2種類に分けて、例年実施していただいております。重点評価項目は、委員全員にご確認していただく項目で、10項目程度に絞ったものとなります。重点評価項目以外である任意評価項目につきましては、その分野の知見がある、または関心がある項目について各自評価をしていただいております。

前回の評価委員会では、重点評価項目の選定は、委員長、職務代理及び事務局で作成させていただいた後、委員の皆様全員に確認していただき、決定したところでございます。また、委員長及び職務代理には、全評価項目を評価していただいております。

お手元に、資料5「令和6年度、令和7年度 重点評価項目」というホチキス留めの資料をお配りしておりますが、こちらが前回の評価委員会で重点評価項目としたものでございます。参考にしていただければと思います。

前年度は、委員の皆様にご提出いただいた評価票を基に、委員長と職務代理にご調整いただき、評価の素案を作成していただきました。2回目の会議で、その素案を基に評価の内容を検討していただき、その2回目の会議を受けまして、再度、委員長と職務代理で内容の調整を行っていただいた後に、3回目の会議で評価の確定をしたというのが、例年の動きでございます。

評価の進め方や概要については、以上となります。

○叶多委員長

ありがとうございました。

それでは、各委員より、事務局からの説明に関してご質問等ございましたらお願いいたします。

なかなか情報量が多いですから、ここで話を聞いただけで質問というのは難しいかもしれませんけれども。

○青島委員

(挙手)

○叶多委員長

どうぞ。

○青島委員

前年度も委員をさせていただきましたが、一番この会議で困ったことは、自分の地域で使用している図書館以外のところも見に行ったほうがよいのかどうかといったことです。中央と西は利用するのですが、私の場合は、東はちょっと遠いのですが、東も行ったほうがいいのか。図書館を自分自身が視察に行ったほうがいいのか、利用し

に行ったほうがいいのか、というふうに思ったりするんです。いかがでしょうか。そうしないと委員の役割が務まらないという意味で。

○叶多委員長

今のご質問は、評価に当たって、各種資料だけではなくて、実際の現場を見たほうが、より確からしい評価ができるのかもしれないという、そういうご指摘ということによろしいでしょうか。

○青島委員

はい。

○叶多委員長

事務局のほうのお答え、よろしくお願いします。

○西図書館長

西図書館長、柴山です。確かに、評価していただくに当たっては、各館ごとの個別の評価という部分もございますので、そういった視点はあるかと思います。後ほどのスケジュールの資料にも記載がございますけれども、6月に委員訪問ということで、ご希望の方に各図書館をご案内する機会も設けさせていただきますので、中央・東・北図書館と一緒に事務局と訪問していただいて、状況を確認するというようなこともできます。よろしければ、そういった機会を使っていただければと思います。

○叶多委員長

ありがとうございます。今の回答でよろしかったでしょうか。

○青島委員

はい。

○叶多委員長

図書館訪問に関しては、また後日ご案内いただけるということでよろしいですね。ほかにございますでしょうか。

1回目ですから、なるべくいろんなところを質問していただいて、場を和ませたほうがいいのかなという気がしますけれども、どうでしょう。アイスブレイクみたいなところがあるのではないかとはいいますが。

では、皆さんがお考えになっている時間を稼ぐために、私が簡単に質問してみてもよろしいですか。2点ほど質問させていただきます。

評価ですけれども、最終的に、先ほど資料にありましたSとかAとか、ランキングで評価をすることになりますが、各項目ごとに評価した結果で、かなり悪い評価になった場合は、どういう対応が市として行われるかというのと、どういう対応が指定管理者側として行われるかということについて、もし今お答えできることがあればお願いしたいです。

○西図書館長

西図書館、柴山です。これまで毎年度評価をしてまいりましたけれども、評価記号で

いうB評価である要求水準等を若干下回るが速やかな改善が見込めるという評価をかつてしたことがございます。

指定管理者の評価制度を設けておりますので、そこはきちんと評価させていただいて、サービス向上のために今後につなげていただきたいという思いもございまして、BならBと評価をすることによって次につながるということを期待して評価しています。ただ、それによって圧倒的に指定管理料を減額するだとか、そういったことには至っていません。

○叶多委員長

ありがとうございます。

○岡崎委員

(挙手)

○叶多委員長

どうぞ。

○岡崎委員

(委員長の質問は) もう一つありましたか。

○叶多委員長

もう一つは後で結構です。先にどうぞ。

○岡崎委員

素朴な質問で申し訳ないのですが、この評価項目でいうと、図書の貸出・返却という部分になるのかなと思うのですが、市民の方に本を貸し出して、返ってこない、あるいは不明になってしまった本が、実際どれぐらい存在するのかなというのが素朴な疑問としてあります。それが相当な数であれば、市の税に負担がいつてしまうのでそれらの対策がもし多いのであれば、そういった部分も評価が必要になってくるのかなと思いました。

○叶多委員長

今のご質問は、直営の館と指定管理者制度の館とでは、いわゆる財産の管理の仕方とか、返却本や不明本の管理の仕方が違うのではないかと、そういう視点からの質問という理解でよろしいですか。

○岡崎委員

そうですね。

○叶多委員長

では、事務局のほうからよろしくお願いします。

○事務局（西図書館館長補佐）

西図書館、唯野です。資料の管理マニュアルがありますので、4館同じ対応、サービスを提供しているところです。

資料の管理につきましては、毎年度、特別図書整理で資料の点検業務を行っております。

す。1冊ずつ、あるべき資料のデータと実際に現物があるかどうかという照合作業を行っておりますので、そういったところで不明になった図書が何件あるということを確認する作業は全館共通で行っております。

○叶多委員長

ありがとうございました。

岡崎委員、今のでよろしかったでしょうか。

○岡崎委員

はい。

○叶多委員長

船橋市の図書館の場合には、蔵書管理にＩＣタグを導入していて、ＩＣチップで蔵書点検をされていると思いますから、かなり正確に、迅速に点検ができているとは思いますが。

ほかに、ご質問はよろしいでしょうか。

○有吉委員

(挙手)

○叶多委員長

有吉委員、どうぞ。

○有吉委員

有吉といいます。令和６年度分の評価は、もう既にあるということでもいいんですか。それで、４０項目ぐらいある評価項目に対してＳ、Ａ、Ｂ、Ｃとつけると分布的にはどんな感じになるのですか。

そうすると令和６年度で、例えばＢ評価だったものが改善されているかどうかをまず見て、あとほかも見るとかなと思ったのですが、例えば、Ｂというのは評価としてどのくらいの数があるのかを教えてください。

○叶多委員長

事務局、よろしくお願いします。

○西図書館長

説明いたします。フラットファイルの赤インデックスの９をご覧ください。この赤インデックスの９が、評価対象年度が令和６年度で、昨年度、令和７年度の評価委員会で評価し、決定した評価票となります。

まず、総合評価を１枚目にありますとおり評価しまして、その後、４５の項目をそれぞれ評価している形になります。指定管理者の自己評価があり、所管課の評価があり、それら２者の評価を踏まえて、評価委員会の皆様で全体としての評価をつくっていただくということになります。評価委員会の皆様からも。優れている部分やここはもう少し力を入れていただきたいなという部分があれば、必要に応じて評価委員会の欄にコメントをしていただくことになります。

です。昨年度の評価も踏まえて、その後どうなったかなという視点もあるかと思いますが、皆様の気持ちとして今年度の評価をしていただけると、大変ありがたいかなと思っています。

○有吉委員

分かりました。

○叶多委員長

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

6年度を拝見する限り、AかSしかないみたいな感じの評価になっていますね。

○西図書館長

昨年度はそのような結果になっています。

○叶多委員長

ありがとうございます。

ほかにご質問ございますか。

では、私の先ほどのもう一点のほうを伺ってもよろしいですか。資料5の6年度、7年度の重点評価項目と7年度の重点評価項目の「蔵書構成を踏まえた計画的な図書資料の選定・収集」というところについて、実務的な仕組みを伺いたいのですけれども、指定管理者の3館と直営の西図書館で、それぞれ現場では別々に選書や収集をしていると思うのですけれども、一方で中央図書館、西図書館、北図書館、東図書館、移動図書館全部で船橋市立図書館を形成しているというふうに理解しています。その際に各図書館の選書は、最終的には船橋市の判断ということになるのだらうと推測します。そうすると、各図書館で選書や収集するときの判断と、最終的にそれを船橋市の図書館として船橋市の蔵書にするという判断との2層の判断があるように思えるのですが、どこまでが指定管理の責任で、どこからが船橋市の責任なのかというところについて、ご説明いただけるとよろしいかなと思います。いかがでしょうか。

○西図書館長

事務局です。選書・収集の流れについて、どのようにやっているかということをご説明させていただきます。

西図書館は、西図書館の分と西図書館が担当する公民館図書室等の分を選書します。指定管理者におきまして、自分の図書館と、それぞれが担当する公民館図書室等の選書等を担当することになっております。

指定管理者が担当する部分におきまして船橋市の資料収集方針や資料収集基準に基づいて、図書館と公民館等図書室の分を選書します。これを一次選書といいます。その内容は西図書館には報告書として回ってきまして、西図書館がチェックすることで二次選書という形をとっております。西図書館による決裁をしてから、発注の業務を各担当館がするというような流れになります。

また、その事務的な流れの合間には、資料収集担当者会議を4図書館の担当者が毎週行っています。その中で購入するかしないかの判断と、あとは、どういう分担をして一冊の資料に対して購入していこうか、例えばどのエリアで買うかということですね。そういった一連の流れがございます。指定管理者だけで選定業務は進めておりません。西図書館も絡んで船橋全体として蔵書構成をしております。

○叶多委員長

ありがとうございました。

そうしましたら、私なりの理解としては、「蔵書構成を踏まえた計画的な図書館資料の選定・収集、管理の体制及び方法」というものの主な評価の対象になるのは、一次選書のパフォーマンスと、あとは合同選書会議に出てきたときに、どれだけ実態を理解してきて、それぞれの方針に合った活動をしているかというところが評価の対象になるという理解でよろしいですかね。

○西図書館長

はい。

○叶多委員長

ありがとうございました。

ほかにご質問はございますでしょうか。

○村岸委員

(挙手)

○叶多委員長

村岸委員、どうぞ。

○村岸委員

村岸です。資料5の「令和7年度重点評価項目」の、まず、B)のI-1-(1)-②「移動図書館業務(東図書館)」とありますが、移動図書館の停車するステーションの選定も東図書館が行っているのでしょうか。それとも、西図書館、市の意向が入るものなのでしょうか。まず一つ質問です。

○叶多委員長

今のご質問は、移動図書館業務を東図書館が担当しているけれども、ステーションの配置に関しても、指定管理者が計画立案しているのかどうかというところかと思いますがいかがでしょうか。

○西図書館長

事務局です。移動図書館に関する業務は東図書館が担当館ですので、新たなステーションの検討についても、積極的にやっていただきたい業務だと思っております。ただ、2週に一遍、結構パツパツに入っておりますので、新たなステーション設置は厳しいのかなという部分があります。統廃合だとか、そういった創意工夫をどこかのタイミングでしていただければいいかと思っています。

移動図書館のステーションが分かる部分については、黄色い冊子「図書館要覧」の18、19ページにステーションの名称、右側のページの地図の四角で囲ってあるのがステーションの場所になります。

とはいえ、市の施策でここをこうしてくださいということも、時にはございます。市の都合によって、長期に公民館が休館してしまうから、公民館図書室を閉鎖せざるを得ない。その間は別に臨時的にステーションを設置してほしいから、どこか都合のいい公園などを探してステーションを検討してくださいというようなお願いも指定管理者にするなど、双方に協力し合いながら設置しています。

○村岸委員

(挙手)

○叶多委員長

どうぞ。

○村岸委員

ありがとうございます。逆に、ステーションの数を減らしたいというふうに東図書館から言われた場合は、どういう判断でしょうか。実は、そちらを危惧しているんです。今35か所のステーションですか、それが将来的に回るのがきついの、10か所とか、減らしたいという要望が出るとサービスの低下になってしまうので、東図書館が業務を担っているということですが、市側はちゃんと管理ができているのかなという確認の質問です。

○西図書館長

仮にそういう話があった場合には、本当にそれでいいのか、どれだけの方がステーションに来ているのかということや移動図書館の設置の意義など、そこら辺をよくよく話し合って、踏まえた上で出てくる提案だと思います。

仮にステーションを減らすのであれば、今まで使っていた人が困ってしまうような状況にならないようにするのが我々の使命だと思いますので、廃止する場合でも、近隣に公民館図書室を設置したからこのステーションを廃止するなど、代替施設がある場合にするのであって、やみくもに、ただ廃止というわけにはいかないかなと思っています。ただ、明らかに利用者数が少なくて、その代わりに必要とされている別の場所に設置したいというふうに提案があった場合には、要検討かなと思います。東図書館と話し合いをよくよくしていくつもりでおります。

○村岸委員

そういった管理体制ができているということが分かりました。ありがとうございます。

もう一点だけ。同じ資料、今度はD)のI-1-(1)-⑤「展示や事業」というところで、先ほど各館長から各館で行っている課題解決支援サービスが、分担されているような印象を受けたのですが、それを決めるのは3館なのか、それとも西図書館も含め

て船橋市として分担をしているのか、というのをお聞かせください。

○西図書館長

指定管理者で分担しております。船橋市の特性を踏まえた形で、この図書館ではこういう課題解決支援サービスをしていこうということで、指定管理者が決めていらっしゃると思います。

○村岸委員

分かりました。ありがとうございます。

○叶多委員長

先ほどの移動図書館のステーションに関しては、ステーションの事業をするというのは事業レベルで指定管理者の判断だと思いますけれども、どこにステーションを設置するか、改廃するかは、施策のレベルの判断になって、市側の判断が重く反映されるという理解でよろしいですか。

今の課題解決サービス、何をどの館でやるかというのは、指定管理者の事業者提案の中で出されたことを踏まえてやっているという理解でよろしいですかね。

ほかにご質問はございますでしょうか。

有吉委員、どうぞ。

○有吉委員

いろいろ今、資料を見ているんですけども、たくさんあって、何を見ていいかわからないので、最低この資料は見てください、といったものはありますでしょうか。評価するに当たって、何を基準にするのかというのが、ちょっと漠として分からないんです。

○叶多委員長

今のご質問は、この後、評価委員会として活動していく中で、どの情報を特に重点的に理解した上で、どういった判断に基づいて、何について評価すればいいのかということの軸のようなものがどの辺にあるのかというご質問だと理解しましたけれども、よろしいですか。

○有吉委員

ええ。自分としては、まず、最低、昨年の実績ですから、令和6年度は頭に入れようと思います。その後ですね。令和6年から基準が変わっているか、変わっていないか。変わっていないのだったら、何を読めば分かるのかといったことを教えていただきたいです。

○叶多委員長

恐らくその辺は、この後、私と職務代理が中心になって重点評価項目というものを設定して、その重点評価項目に沿って各評価項目をバランスよく見ていくのではないのでしょうか。私も今日初めて来たので推測の段階ですけども、多分そういう展開になる

のだろうと思います。最初から最後まで全ページ読むのはなかなか難しいことだと思います。事務局から回答があると思いますが、いかがでしょうか。

○西図書館企画事業係長

西図書館企画事業係の岡本です。先ほど叶多委員長がおっしゃったとおりです。この後、今回評価するための重点評価項目を決めますので、まずはそこを必ず見てください。

その評価項目の基準は、先ほどご説明させていただきましたとおり、フラットファイルの赤のインデックスの7番にあるA3用紙に記載されています。各評価項目に対して基準となる事業計画書、募集要項、業務仕様書が、どこのページに記載されているか、右側の欄にページ数が書かれております。例えば①の図書館サービスのカウンター業務について評価するときには、この事業計画書のP5ページの窓口業務のところと、業務仕様書のところ、こちらが基準となります。

今月末に指定館から報告書が届きます。それが昨年度実施した指定管理者の報告書になりますので、その報告書とこちらの仕様書、基準となるものを見比べていただいて、確かにこの基準に書かれているものが報告書によって確認できるということであれば、基準を満たしているという認識でいいと思います。作業といたしましては、こちらの7の資料をまず参考にしていただいて、それを基に、それぞれ事業計画書なり、募集要項なり、仕様書なりの該当ページを見ていただいて、それと報告書と見比べていただいて評価をしていただくというのがベースになると思います。

○有吉委員

分かりました。

○西図書館企画事業係長

項目が多いので、とても大変だと思います。重点項目は必ず見ていただいて、それ以外は、それぞれ委員の方々、得意分野があるかと思いますので、その分野を重点的に見ていただけるとこちらとしては大変ありがたいです。

○有吉委員

分かりました。

○叶多委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご質問ございますでしょうか。

ほかに何か事務局のほうで補足とかはございますか。大丈夫ですか。

○西図書館長

補足ではありませんが、一度に大変多くのことをお伝えしてしまいましたので、後ほどご確認していく中で、さらなる不明点や気になる点が出てくるかと思います。その際は、いつでもお気軽に事務局のほうへお問合せいただければと思いますので、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○叶多委員長

こちらこそ、よろしくお願いします。

続きまして、議題（４）「指定管理者の評価方法及び評価基準、評価の進め方について」に移らせていただきます。

今年度と来年度を任期とするこの評価委員会では、前年度と同様に評価方法については重点評価項目を設定し、評価基準については、資料４の４にありますように、評価基準で評価実務を行うということによろしいでしょうか。

（委員うなずく）

では、そうした形で進めさせていただきます。

重点評価項目については、私と職務代理である鎌田委員と事務局とで作成させていただきまして、それに基づいて各委員、各自で評価を実施していただくという展開にさせていただきたいと思います。

財務に関する評価項目は、齋藤委員に取りまとめをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○齋藤委員

はい。

○叶多委員長

その他の評価項目については、任意評価項目といたします。

評価の進め方についても、前年度同様、私と職務代理である鎌田委員で評価票の素案を作成しまして、その後、次回の第２回会議で委員の皆様を確認していただいて、調整、第３回の会議で評価を確定という流れにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○叶多委員長

よろしいですか。それでは、今年度行う評価は、前年度同様、重点評価項目と任意評価項目に分けて、評価実務を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

審議事項は以上ですが、全体を通じて、何か審議すべき事項はございますでしょうか。

○鎌田委員

（挙手）

○叶多委員長

鎌田委員、どうぞ。

○鎌田委員

鎌田です。評価に当たって、資料は、後日郵送か何かでいただくのでしょうか。それとも、もう一回集まるのでしょうか。

○西図書館企画事業係長

郵送で送らせていただきます。

○叶多委員長

後日の資料というのは、事業報告など指定管理者が出してきた報告書になるわけですね。

○西図書館企画事業係長

はい。

○叶多委員長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか、鎌田委員。

○鎌田委員

はい。

○叶多委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

以上で、必要な審議は全て終了いたしました。本日の会議録署名委員は、齋藤委員と有吉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで、令和8年度第1回船橋市図書館指定管理者評価委員会を終了いたします。

(午前11時11分散会)

9 資料・特記事項

別添のとおり

10 問い合わせ先

船橋市西図書館

電話：047-431-4385